

市からの

連絡帳

6月

は、市・都民税
普通徴収第1期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

目

税・年金・届け出

キャッシュカードで口座振替登録を
～夜間と土曜日に期間限定窓口を開設～

ペイジー口座振替受付サービスは金融機関のキャッシュカードを専用端末に通すことで口座振替を申し込めるサービスです。

市・都民税(普通徴収)の今年度納税通知書発送に伴い、ペイジー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に便利な口座振替登録をしてみませんか。今回の登録で今年度第1期からの口座振替に間に合います。

対 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

□利用可能な金融機関

- 銀行…みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・きらぼし・ゆうちょ
- 信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
- そのほか…中央労働金庫

時 ● 6月10日(月)～14日(金)午後8時^{まで}
● 15日(土)午前9時～午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)

持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・今年度の納税通知書

※法人カード・代理人(家族)カードなど、一部取り扱いできないカード^{あり}
▶納税課 ☎ 042-460-9831

未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で一定の要件を満たすものは、申告をすることにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。詳細は下記へお問い合わせください。
▶資産税課 ☎ ☎ 042-460-9829

家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

対象期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和2年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 1月2日～令和2年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋
□調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})を調査します。
※調査時、職員は徴税吏員証を携帯しています。

□調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら下記までご連絡ください。
▶資産税課 ☎ ☎ 042-460-9830

4月分(6月支払い分)からの年金額

4月分からの年金額は、6月上旬に日本年金機構から送られる年金額改定通知書(はがき)をご確認ください。
※今年度の年金額は、昨年度から0.1%のプラス改定です。
※端数処理のため、数円の増減が生じる月があります。

問 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ ☎ 042-460-9825

心

福祉

手話通訳者配置

両庁舎での手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。

□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎 毎月第1(水)	田無庁舎 毎月第3(金)
6月5日	6月21日
7月3日	7月19日

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎ ☎ 042-438-4033
☎ 042-423-4321

マル障経過措置が終了

平成31年1月1日の制度改革に伴い精神障害者保健福祉手帳1級の方も心身障害者医療費助成制度(マル障^{*1})の対象になりました。

□経過措置の終了
経過措置として、手帳交付日が平成30年12月31日以前でかつ有効期限のある精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの65歳以上の方はマル障を申請できますが、令和元年6月30日で経過措置が終了となります^{*2}。経過措置期間が終了すると申請ができなくなるのでお早めに申請してください。なお、助成開始は申請した月の初日からになります。

場 住民票のある区市町村の担当窓口(適用開始は申請した月の初日^{から})

対 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(ただし生活保護受給中の方、所得制限基準額^{*3}を超える方、65歳までに申請しなかった方などは対象外)

※1 マル障をお持ちの方は、医療機関における医療費の窓口負担が1割(住民税非課税の方は、窓口負担なし)になります。

※2 令和元年6月30日は日曜日のため、7月1日(月)までの申請が有効になります。

※3 所得基準額

扶養親族などの数	障害者本人 (20歳未満の方は、世帯主 ^{など})
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円

各種控除後(マル障)の金額で判定
持 精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもの)、健康保険証・認め印・税証明(平成30年1月2日以降に転入の方)
※詳細はお問い合わせください。

問 東京都福祉保健局医療助成課
☎ 03-5320-4571
▶障害福祉課 ☎ ☎ 042-438-4035

心

子育て

児童手当・児童育成手当の
現況届をお忘れなく！

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、各現況届の用紙を送付しますので、7月1日(月)までに必ずご提出ください。

□提出方法

- 子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)
- 市民課(保谷庁舎1階)・出張所に設置してある専用の回収ポストへ投函
- 電子申請「ぴったリサービス **HP**」(児童手当現況届^{のみ})

※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

▶子育て支援課 ☎ ☎ 042-460-9840

小学校教科用図書の
見本の展示

令和2年度使用の小学校の教科書を採択するため、見本を展示します。

□展示期間 6月1日(土)～30日(日)
時・場
●中央図書館・柳沢図書館・ひばりが

市民税・都民税(住民税)納税通知書の送付

▶市民税課 ☎ ☎ 042-460-9827・9828

市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、平成30年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は、1枚ずつ期別ごとに分かれていますので、納期限をよく確認して納付してください。

詳細は、納税通知書に掲載している説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。

※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

◆納税通知書の送付日

- 65歳未満(4月1日現在)の方…6月4日(火)
- 65歳以上(4月1日現在)の方…6月12日(火)

◆市・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。

給与から特別徴収をしている勤務先以外からの収入(公的年金などの雑所得、事業所得、そのほかの勤務先からの給与収入^{など})があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

◆納付について

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書の納付場所や支払方法などの詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニで納付が可能なのは納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

◆課税・非課税証明書の発行

今年度(平成30年中の所得)の証明書の発行…6月4日(火)^{から}
※市・都民税の納付方法が、全て給与からの特別徴収の場合、下記交付窓口においては5月15日(火)から発行しています。

◆元号の表示について

納税通知書などにある「平成31年度」の表示については、「令和元年度」と読み替えるようお願いします。なお、「平成」で表示されている文書は、法律上の効果は変わらず有効です。

□交付窓口 市民税課(田無庁舎4階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所(ひばりヶ丘駅前出張所・柳橋出張所)

□コンビニでの証明書の発行

利用者用電子証明書の暗証番号を登録しているマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニの多機能端末(マルチコピー機)で証明書を取得できます。また、交付窓口より100円安く取得できます(利用可能時間は午前6時30分～午後11時)。

※ただし、新年度への年度切替作業を行うため下記のとおり、一時利用を停止します。

時 6月3日(月)午後7時～4日(火)午前9時30分